

## 6 . 屋外照明等ガイドライン

### 6 - 1 共通事項

#### (1) ガイドラインにおける用語について

本ガイドラインの用いる照明関連用語の定義は、J I S Z 8 1 1 3 「照明用語」に準拠するものとする。主要な用語の定義を以下に示す（その他の照明関連用語の定義を付録に示す）。

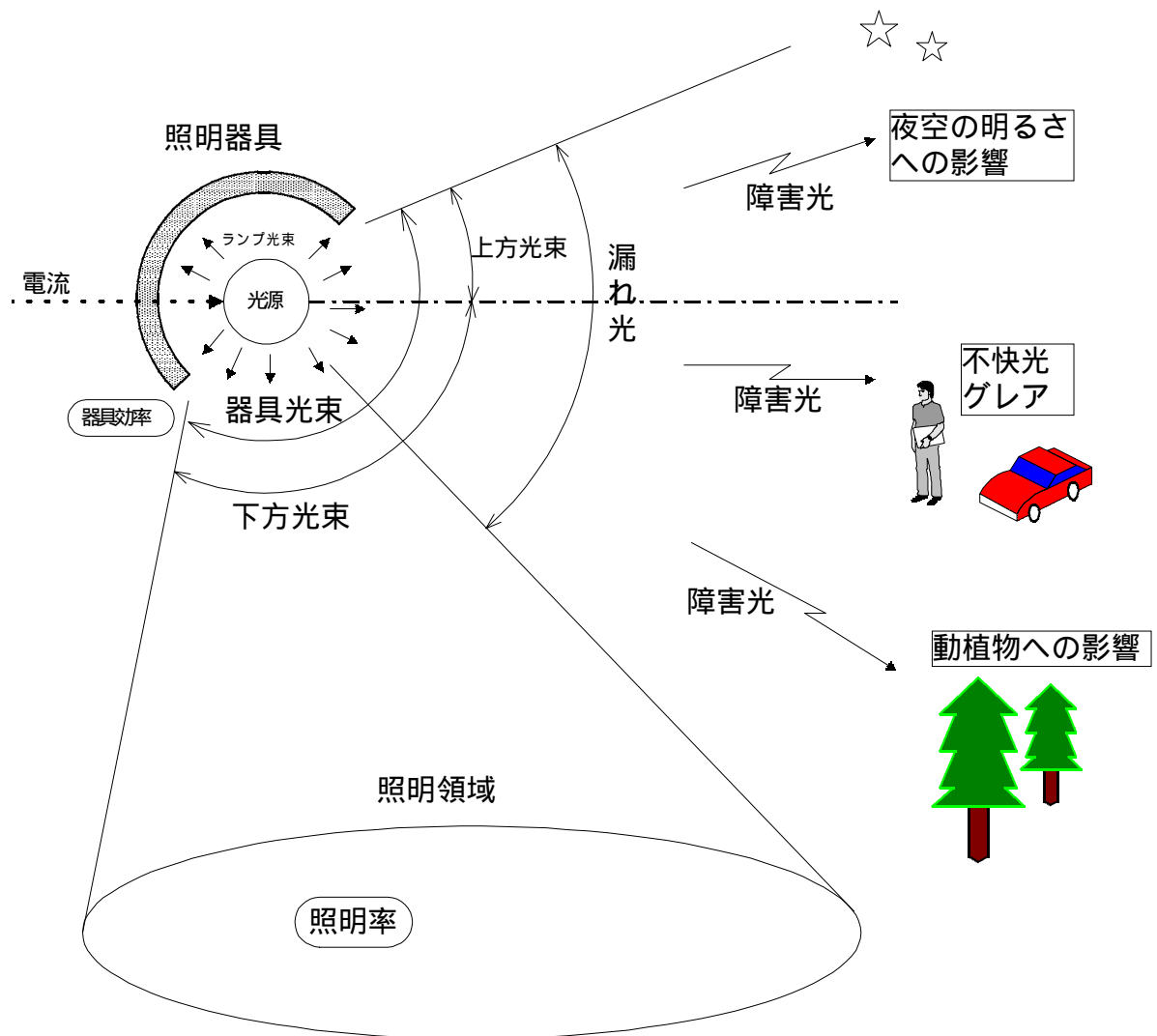
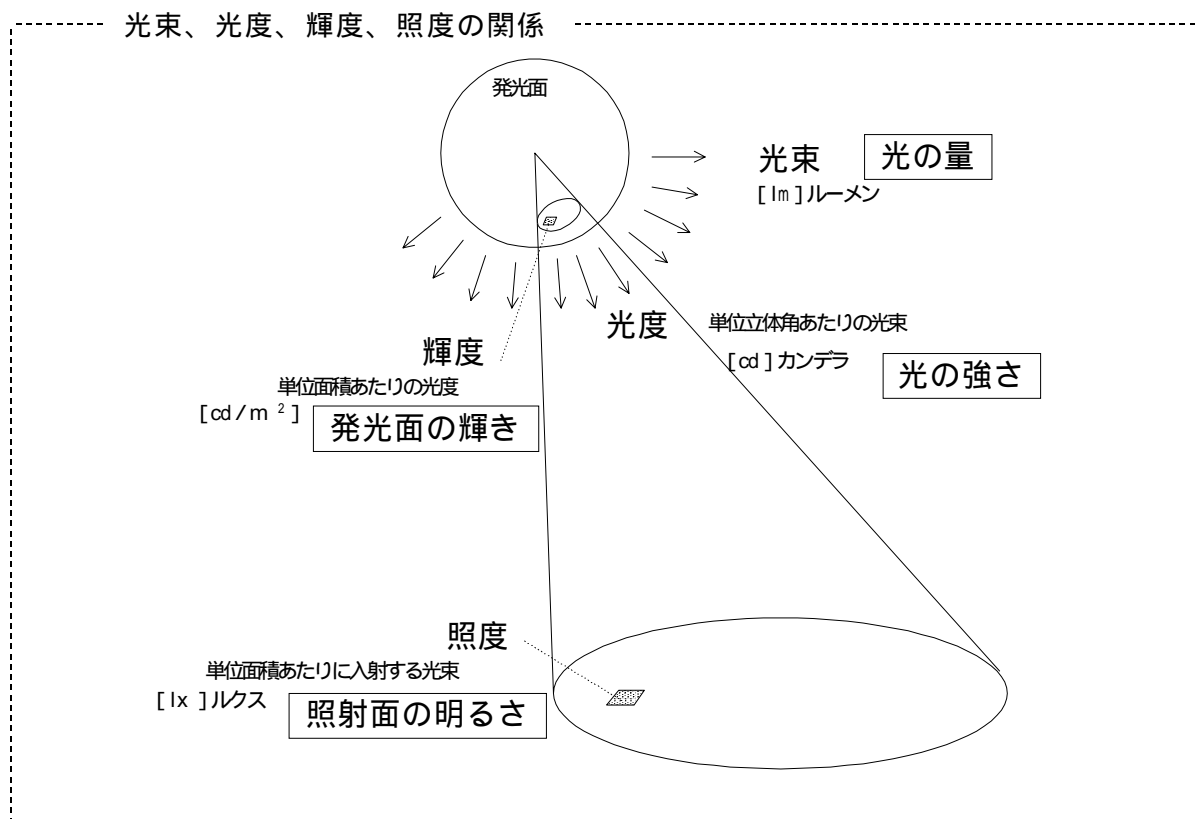


図 6 - 1 主な用語とその関係

[ 主な用語とその定義 ]

- ・ 漏れ光 ----- 照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射されるもの。
- ・ 障害光 ----- 漏れ光の内、光の量若しくは方向又はその両者によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光。
- ・ 光源効率 ----- ランプから出る全光束を、ランプの消費電力で割った値。単位：ルーメン毎ワット (lm/W)
- ・ 器具効率 ----- 照明器具から放射される光束と、ランプから放射される光束との比。
- ・ 照明率 ----- 照明領域に到達する照明器具からの光束の、その照明器具に用いられているランプ光束に対する比。
- ・ 器具光束 ----- 照明器具から外部へ出る光束。
- ・ 上方光束 ----- ランプ光束のうち水平より上方へ向かう光束。
- ・ 下方光束 ----- ランプ光束のうち水平より下方へ向かう光束。
- ・ 上方光束比 --- ランプ光束に対する上方光束の比率。
- ・ 下方光束比 --- ランプ光束に対する下方光束の比率。
- ・ グレア ----- 視野の中に不適当な輝度分布があるか、輝度の範囲が広すぎるか、又は、過度の輝度対比があるために、視野内の細部や物体を見る能力の減少若しくは不快感のどちらか、又は両方を生じさせる視覚の条件又は状態。



(2) 既存 J I S ・ 技術指針について

本「屋外照明等ガイドライン」に関連する既存 J I S 及び技術指針等は以下のとおりである。本ガイドラインの利用にあたっては、それぞれの規格、技術指針に適合していることを前提とする。

(a) 国際的規格

C I E 「障害光抑制ガイド」(案)

(b) 道路照明に関する J I S 規格

JIS C8131 「道路照明器具」

JIS C8105 「照明器具通則」

JIS Z9110 「照度基準」

JIS Z9111 「道路照度基準」

建設省 道路照明施設設置基準

(c) 各種技術指針等

日本照明器具工業会「障害光低減のための屋外照明の使い方ガイド(ガイド 116 :1997)」

照明学会・技術指針「歩行者のための屋外公共照明基準」

(d) スポーツ施設における各種 J I S 規格

JIS Z9120 「屋外テニスコート及び屋外野球場の照明基準」

JIS Z9121 「屋外陸上競技場、屋外サッカー場及びラグビー場の照明基準」

JIS Z9123 「屋外、屋内の水泳プールの照明基準」

JIS Z9124 「スキー場及びアイススケート場の照明基準」

(e) 各景観条例、広告物条例

(f) 自然公園法の審査基準